

IV 参考資料

日本語教育機関に直接関連する中央教育審議会とりまとめ(平成20年7月)の記述内容(抜粋)

(財)日本語教育振興協会 作成

- 留学生が留学後、言葉の面で困らないよう、日本語教育の普及・充実を図っていくことが必要である。
- 我が国の留学生の3割以上は、国内の日本語教育機関から直接進学しているが、それらの進学先からさらに別の学種に進学することもあることから、このような留学生も含めると、全留学生のうち国内の日本語教育機関に在籍経験のある者の割合はさらに高まる。また、日本語教育機関修了者の7割が我が国の大学等に進学している。
- このように、多くの留学生にとって日本での生活は日本語教育機関から始まることから、日本語教育機関が日本語教育のみならず、日本での生活の仕方の指導なども行っている。
- このことに着目し、留学生政策の一環として日本語教育機関の質の向上や学生に対する支援を行っていくことが重要である。
- 日本語教育機関では渡日直後の学生に対する生活支援に関するノウハウを多く有しており、そのようなノウハウを大学等にも取り入れていくことも考慮すべきである。
- 国は、特に入国時や在学中の取扱いを留学生と同等のものに近づけて、大学等への進学を確実にしていくことについても考慮が必要である。
- 一方、日本語教育機関も教育指導を充実したり、学生の学籍管理を徹底することなどが必要である。
- 都道府県の事務であるが、日本語教育機関が各都道府県から各種学校として認可を受けることになれば、各種学校としての指導監督が及ぶことになり、その点で日本語教育機関の質の確保の観点からも意義があるのではないかという指摘にも留意する必要がある。
- 効果的に日本語教育を推進する意味から、大学等と日本語教育機関の連携も重要である。
- 日本で就職を希望する留学生にとって日本語は必須であり、そのことを見据えた日本語教育の推進も必要である。
- 我が国では、日本語学校に在籍する学生の在留資格は「就学」と区分されているが、日本語教育機関卒業生の7割が我が国の大学等に進学し、留学生となることを考慮した扱いとなることが期待される。
- 財団法人日本語教育振興協会と中国教育部学位及び大学院生教育発展センターの合意により、平成18年10月より、中国の大學生統一試験の成績と高等学校の統一試験の合格証書及び成績の認証制度が開始され、我が国の日本語教育機関に入學を希望する中国人生徒の選考に活用されている。このような取組は、学生の質の確保に加え、入国審査の円滑化にもつながることから、大学等にもこうした取組が拡大されることが期待される。
- 日本に留学を希望するあるいは関心のある者を対象に、独立行政法人日本学生支援機構や現地機関などが中心となり、日本の大学等や日本語教育機関が参加して開催される日本留学フェアや日本留学説明会がある。
- 留学フェアに加え、在外公館、独立行政法人(日本学生支援機構、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構等)、大学等、日本語教育機関が一体となって、国レベルで我が国の文化の広報・普及を通じて留学情報を発信とともに、多くの海外拠点を設置し、大学等と連携して積極的に海外で我が国への留学生をリクルートする、英国のブリティッシュ・カウンシルのような留学を専門に取り扱う機関の整備を進めることも必要である。

第4期中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会名簿

平成20年2月22日現在
(50音順 敬称略)

青野 敏博	徳島大学長
有信 瞳弘	株式会社東芝執行役常務、経営監査部長
大野 高裕	早稲田大学理工学部教授、国際部長
小尾 晋之介	慶應義塾大学理工学部教授、国際センター所長
木村 孟	大学評価・学位授与機構長
佐藤 弘毅	(学)目白学園理事長、目白大学長
佐藤 次郎	(財)日本語教育振興協会理事長
白石 隆	政策研究大学院大学副学長・教授
武田 哲一	(学)東京国際学園理事長、東京外語専門学校長
鳥飼 玲美子	立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科教授
中西 久枝	名古屋大学大学院国際開発研究科教授
二宮 皓	広島大学理事・副学長
水谷 惟恭	東京工業高等専門学校長
森田 嘉一	(学)京都外国语大学理事長・総長
横田 雅弘	一橋大学留学生センター教授

日本語教育の推進に関する法律 概要

目的(第一条関係)

(背景)日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である。



そこで、定義以下について定めることにより、

(目的)多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義(第二条関係)

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること**
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮**
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮**

国の責務等(第四条一第九条関係)

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等(第十条・第十二条関係)

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成し**、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参照し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策(第十二条一第二十六条関係)

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における**外国人等**に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条関係)

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・関係行政機関は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項(附則第二条関係)

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

※令和元年6月28日公布・施行